

『「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行後の女性の自立支援について』

研修日程

令和8年2月27日（金曜日）午後2時から午後4時30分まで

開催方法

リアルタイム オンライン配信

確認の機会としてご活用いただけるよう、
お申し込みされた方には、後日、アーカイブ動画のURLを送付いたします。
※アーカイブ配信期間は、2月中下旬頃の1週間を予定しています

参加費
無料

対象

都内医療機関・介護老人保健施設・保健所等において医療社会事業（相談業務等）に従事している職員、本研修の受講を希望する者

申込方法

下記URLまたはQRコードより申込フォームにアクセスいただき、
必要事項をご入力の上、お申込みください

<https://logoform.jp/form/tmgform/1347923>



※申込完了後、自動応答により申込受付メールが届きます。
メールが届いていない場合、申込が完了していない可能性がありますので、
ご注意ください（メールアドレスの入力に誤りがないかご確認ください）。

申込期限：令和8年2月16日（月曜日）

留意事項

- ・本研修は、Microsoft TeamsのWeb会議システムを利用して開催します。
- ・原則として、申込フォームでのお申し込みをもって参加者としますが、万が一、500名を超えた場合には、先着順で参加者を決定し、申込を締め切らせていただきます。
- ・詳細は、改めてご連絡いたします。
- ・アーカイブ配信については、後日別途ご案内いたします。
- ・参加者以外への資料の提供・動画（講義）の配信は行いません。
- ・研修画面をビデオカメラ等で録画することは、禁止いたします。

講師・講演内容については、裏面をご覧ください。

講 師

五十嵐 逸美(いがらし いつみ) 氏

女性自立支援長期入所施設 かにた婦人の村 施設長

講師プロフィール

1987年、北星学園大学文学部社会福祉学科を卒業し、女性自立支援長期入所施設「かにた婦人の村」に指導員として就職。

その後1991年に北海道で新規就農酪農実習に参加し、翌年より営農を開始。

約15年間、地域に根ざした生活と労働に携わったのち、2006年に営農を終了し、再び「かにた婦人の村」に復帰。

2012年4月に副施設長、2013年4月より施設長に就任。

現在は全国から入所を受け入れる同施設の運営に携わりながら、女性たちの生活支援・就労支援・社会復帰の取り組みを進めている。

資格は、社会福祉士、社会福祉施設士。

成年後見人として千葉県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなに所属し、地域における権利擁護活動にも関わっている。

講 演 内 容

長らく売春防止法を根拠法としてきた女性支援事業（旧婦人保護事業）は、従事者たちによる法改正運動を経て、2022年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、2024年4月に施行されました。

売春防止法施行から7年後の1965年に開設された「かにた婦人の村」は、全国で唯一、全国の自治体から利用可能な長期入所施設です。その原点は、牧師が始めた「いづみ寮」での実践にあり、「弱い人たちのコロニー（共同体）」を目指すものでした。近年20年の間に支援内容は大きく変化し、地域の社会的資源との連携が不可欠となり、医療もその重要な一部を担っています。

本講演では、入所から退所に至る支援の実際と、特にトラウマ・インフォームドな関わりについて、医療従事者の皆様と共有できればと思います。

本研修に関する東京都保健医療局ホームページ

【URL】 <https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/koza/kensyuukai>

東京都保健医療局>医療政策>講座・催し物>令和7年度医療社会事業従事者研修会

※ 申込期限が変更になる等、お知らせがある場合には、随時上記ホームページにてご案内いたします。

【お問合せ先】

東京都保健医療局医療政策部医療人材課人材計画担当

電 話 : 03-5320-4441

E-mail : S1150404@section.metro.tokyo.jp